

第4回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和3年9月29日（水）

せたな町農業委員会

第4回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年9月29日（水） 午前9時00分 から 9時17分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員（14人）

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員（1人）

6番 阿部紹子

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第4回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございます。

秋もいよいよ本番のなか、稲刈りに関しましてはいよいよ終盤にさしかかっているところでございます。

ニュースを見ていますと米に関しましては、 ぐらいの差でホクレンの概算金下がっているということで、あまり良い情報ではございません。そういうなかで懐具合も今年は心配されるところでございます。

会長

また天気もずっと続いてくれたおかげで、畜産関係も牧草辺りは順調に2番、3番が進んでいるところでございます。

会長

これからは豆類の収穫が始まります。

馬鈴薯もまだ結構収穫作業をしているところでございますけれども、出来秋を期待しながら望んでいきたいと思えます。

会長

また天気に関しましては、明日辺り大雨注意報が入っているということで若干心配されているところでございます。

会長

本日は議案第1号から第3号までということで案件は非常に少ないわけでございます。

先月から恒例でございますけれども、今回も勉強会を開催したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

本日の議案に関しましては慎重審議の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

本日6番阿部委員より欠席の届け出がございました。只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

会長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思えます。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、5 番竹内委員、7 番森委員を指名いたします。この指名は、第 4 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 3 年 9 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 1 ページをご覧下さい。

番号 23 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]の計 9 筆、面積が[]㎡、解約理由につきましては、農地中間管理事業利用のためでございます。

事務局

2 ページをご覧下さい。

番号 24 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。所在につきましては[]、面積が[]㎡、解約理由につきましては、農家住宅建設のため一部を解約するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 3 年 9 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 65 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 3 筆、面積が m^2 、利用目的は採草畑、こちらは賃貸でございまして、期間につきましては、2021 年 9 月 29 日から 2024 年 9 月 28 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございます。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 66 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 9 筆、面積が m^2 、利用目的は転作田、こちらは農地中間管理事業による賃貸でございまして、貸付予定者は さんでございます。賃貸期間につきましては、2021 年 9 月 29 日

事務局 から 2024 年 9 月 28 日までの 3 年間、単価が ■■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■■ 円でございます。

事務局 5 ページをご覧ください。
番号 67 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■
■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■
■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、
■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■ の計 9 筆、面積が ■■■■■
㎡、利用目的は転作田、こちらにつきましても農地中間管理事業による賃貸
でございまして、賃貸期間につきましては、2021 年 9 月 29 日から 2024 年 9
月 28 日までの 3 年間、単価が ■■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■■ 円ございま
す。

事務局 以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号
の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。
農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、
その賃借権及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の
うえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和 3 年 9 月 29 日提出。せたな町
農業委員会会長。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

番号 3 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は田、面積が [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m²、採取数量が [REDACTED] m³、転用期間は令和 3 年 10 月 27 日から令和 4 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、10 ページ、11 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、別添の調査書のとおり、農用地区域内農地でございますが、転用は原則不許可でございますが、例外事由のなかに農地に復元されるものに限り、期間 3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものであることから、本件は期間が 1 年以内の砂採取でございますが、採取後は農地に復元される計画となっております。また、砂利採取法による許可、開発行為の許可につきましては、10 月末日に許可される見込みとなっておりますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

続きまして資料 12 ページをご覧ください。

番号 4 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m²、採取数量が [REDACTED] m³、転用期間は令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日、位置図・配置図につきましては、16 ページ、17 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、海岸が近く近隣の土地は雑種地と原野であり、生産性の低い農地で第 2 種農地でございます。いずれにいたしましても農地に復元されるもので、期間 1 年以内の砂採取となっており、支障が無いため北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

続きまして資料 18 ページをご覧ください。

番号 5 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、住宅の老朽化により農家住宅（二世帯住宅）新築のためでございます。転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、22 ページ、23 ページの図 5、図 6 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが除外の

事務局

手続きが進められており、10月末には除外される見込みであります。

既存住宅の隣接地であることから、申請地が適地であると判断し、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第4回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 10 月 26 日

会議録署名委員

5番 竹内厚子

7番 森 正勝

議長 厚田嘉博